

平成30年度「生ごみ減量容器（コンポスト）」の購入補助金制度のご案内

豊橋市では、家庭から出る生ごみの自家処理をすすめ、ごみ量を軽減するために、市民の方が生ごみ減量容器を購入した際に補助金を交付しています。なお、補助金は容器を購入してからの申請で、手続きはとても簡単です。ぜひ、ご利用ください。

◆補助基数 40基（申込順、予算の範囲内）
補助基数に限りがありますので、お早めにご申請ください。

対象

- 1) 市内に住所（住民登録）を有し、かつ、居住している方
 - 2) 豊橋市税を滞納していない方
 - 3) 市内の販売業者で容器を購入した方
 - 4) 容器により家庭から発生する生ごみを自家処理する方
 - 5) とよはしエコファミリーに登録されている、又は申請時にこれから登録される世帯に属する方
- * 容器は1世帯につき2基を限度とします。同世帯の中に、5年以内にこの制度をご利用した方がいる場合、2基を超える部分については、補助金が交付されません。

補助金

● 容器の購入費（消費税含む）の2分の1以内で、上限3,000円

購入費には別売品、容器の配達費用は含みません。
なお、100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

手続き

- 1) 販売店で容器を購入します。その際、販売証明書も記入してもらいましょう。
- 2) エコファミリーに登録します。（宣言書は、この補助金申請と同時に提出できます。）
- 3) 以下の書類を記入、押印のうえ、下記申込先まで提出（郵送可）してください。
【申請期間】購入日から2ヶ月以内

④期間内に提出しないと補助を受けられない場合があります。ご注意ください。

- 「生ごみ減量容器購入補助金交付申請書」（様式第1）
- 販売店の領収書（原本）又は販売証明書（様式第2）
- 「生ごみ減量容器購入補助金請求書」（様式第4）
- とよはしエコファミリー宣言書（既に登録されている世帯の方は不要）

お支払い

- 1) 申請者に、市より補助金交付決定通知書が送付されます。
- 2) 申請者の口座に、補助金が振り込まれます。（振込通知書は送付しませんので通帳に記帳してご確認ください。）

その他

- ▼ 下記のようなサービスも行います。
- 「ごみ減量・リサイクル講習会」を開催します。
（参加無料。参加者は別途募集します。）
 - 生ごみ減量容器の上手な活用法を紹介した「生ごみ減量マニュアル」を配布します。

◆お申込・お問合せ先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 環境部 環境政策課（西館5階です）
TEL 51-2417